

○本庄市放課後児童対策事業業務委託に係る公募型プロポーザル 質問事項と回答

No.	区分	頁	質問事項	回答
1	募集要項	1	業務場所については法人で運営している保育園での実施を検討しておりますが、直線距離が800m以上あるため応募不可でしょうか。	本庄東小学校区内に所在する保育園の場合は応募可能です。一方、隣接する地域に所在する保育園の場合ですが、測定を本庄東小学校の敷地内の任意の地点から行い、約の範囲として最大880メートル(約800メートル+10%)までを可能とします。880メートルを超える場合は、応募不可となります。
2	実施要項	1	(4)施設の整備、改修等に関する費用はすべて事業者負担ということでしょうか。	ご認識のとおり、整備・改修等に係る費用は事業者の負担となります。
3	募集要項	2	4(1)③の点数表などについては現在市で使用されているものと同じものを使用して事業者が判断するというものでしょうか。	点数表は、事業所独自のもので構いません。ただし、利用者に対して公平性が確保される内容としてください。
4	募集要項	2	4(1)①東小学校以外に児童の受入は不可ということで宜しいでしょうか。	本庄東小学校に在籍している児童を優先対象としますが、定員に空きがあることや長期休暇期間等の一時的な受入などの状況に応じて、他の小学校区の児童を受け入れることも可能です。
5	募集要項	2	(3)利用料金の項に、おやつ代、昼食代とありますが、クラブにおいて支援員等による調理品の提供は可能でしょうか。またその際の料金の適正価格はどのように求めればよろしいでしょうか。	調理品の提供は可能です。適正価格については、提供するおやつ・昼食の内容や原材料費、光熱費等の実際にかかるコストを踏まえて、各クラブごとに設定してください。クラブによって提供内容や運営形態が異なるため、一律の価格基準は設けていません。保護者への事前周知や営利目的の過度な料金設定は避けてください。
6	募集要項	7	特色のある活動として、お稽古事やレッスンを実施する際は、実費徴収は可能でしょうか。	可能です。ただし、実費徴収する際には、 ・事前に保護者に周知し、同意を得ること ・料金設定が放課後児童健全育成事業の趣旨から逸脱しないこと ・参加可否や費用負担の取扱いが利用児童間で公平であること などに留意してください。